

## はじめに

国会等の移転については、平成4年12月24日に「国会等の移転に関する法律」が施行され、平成8年6月26日の同法の一部改正に基づき設置された国会等移転審議会が、内閣総理大臣の諮問により同年12月から移転先候補地の選定作業を進めてきましたが、平成11年12月20日に本県の那須地域を含む「栃木・福島地域」を候補地の一つとする答申を行いました。

平成12年5月18日には、衆議院の国会等の移転に関する特別委員会が「2年を目途にその結論を得る」旨の決議を行いました。

今年は、いよいよ絞り込みが行われる大変重要な時期であり、国においても調査審議が活発化しております。

今後、国会において法律に基づき、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、最終的には東京都との比較考量を通じて移転先地を決定することとなっております。

那須地域への国会等の移転を考えると、審議会からも評価されましたとおり、国家的見地から移転先としての適地性を備えているということだけではなく、栃木県の魅力や潜在力を再確認しながら、本県の将来像に新たな1ページを拓いていくという、県民の視点に立った取組が必要です。

国会等の移転は、国家事業として進められるものですが、この報告は、受け入れる側として、国会等の移転が進む場合にどのような課題があるかを想定した上で、それに対してはどのような対応方向があるかを調査研究し、中間報告の第5版として取りまとめたものです。

内容は、国会等移転調査会報告や国会等移転審議会答申資料等の現時点での限られた情報をよりどころとしていますので、必ずしも実現段階での全ての課題を網羅したものではありません。また、対応方向については、現行の諸制度にとらわれずに考えられる対応方向を研究したものです。

したがって、今後、国において検討が進み、国会等移転の姿がより具体化するにつれて、順次内容を見直していく必要があります。これを素材として、多くの方々から様々な観点でのご意見をお寄せいただきたいと思います。

この報告が、那須地域への国会等の移転に関し、県民の皆様の議論を一層高めるための一助となれば幸いです。